

国民医療費は年々増え続けおり、昭和五十六年度は年間約十三兆円にも達しました。なかでも、お年寄りの医療費は、老人医療費の無料化や医学技術の進歩などで約三兆円近くにもなり、国民医療費の二〇%以上を占めるようになっています。

## お年寄りの有病率の増加が医療費を圧迫



この背景として、わが国の平均寿命が世界で一、二位を争うほどになっていることが挙げられます。

## 自覚者(高齢者)

とになります。増え続ける老人医療費を効率化し、国民がみんなで公平に負担することは、これから老人医療の重要な課題です。また、長期的には、国民が健常な老後を迎えることができるよう、若い時からの予防や健康管理的重要性が増しています。

### 創設の背景

これと同時に、わが国は、世界で例をみない速さで高齢化社会になろうとしています。現在は国民百人のうち約六人が七十歳以上のお年寄りですが、昭和七十五年には百人のうち十人になる予想されています。このように、老人人口が増加していくと、老人医療費もそれに伴って増大していくこ

どんなに若々しく健康な人もいつかは老後を迎えなくてはなりません。しかし、病気と全く無縁の老後はなかなか考えられません。この新制度のスタートをきっかけに、わたしたち1人1人が、健健康な老後を迎えるよう、健康づくり、に关心を寄せたいものです。

老人健康保険制度についての、お問い合わせは、役場住民福祉課 (☎②4111) へどうぞ。

外來（通院）の場合は、その月の最初の診療日に四百円の一部負担金を医療機関に支払うことになります。総合病院の場合は、各診療科を一つの医療機関とみなしますから、原則として各診療科ごとに支払うことになります。入院時の一部負担金は、一日当たり三百円です。ただし、同じ病院または診療所に継続して二ヵ月たり三ヶ月です。ただし、同じ病院（健保・船保・日雇・共済の被保険者本人の場合は五十日）を超えて入院したときは、その後は支払う必要はありません。

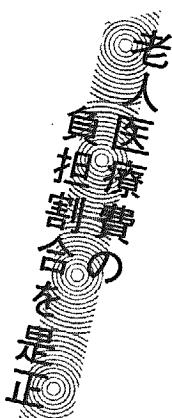
\*まだ健康手帳の交付を受けていない人は、保険証と老人医療費受給者証および印鑑を持つて役場住民福祉課窓口へおいでください。

老人健康保険制度では、七十歳以上の人の医療費を国・県・村と医療保険各制度の保険者が負担することになりました。医療保険制度には、健康保険、国民健康保険、共済組合などがあるが高く、そのため財政は、もはやパンク寸前の状態になっています。

なぜ、国民健康保険の老人加入率が高いのでしょうか。それには

### \*費用の一部負担

### 拠出金

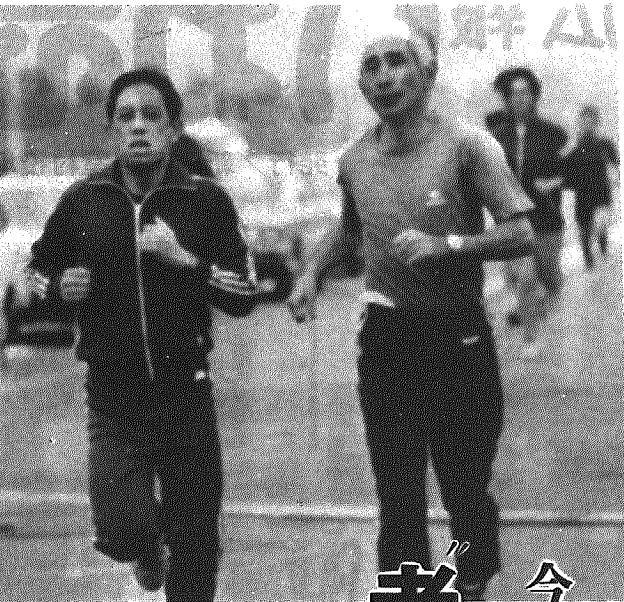


本格的な高齢化社会の到来を前に、今後、国民の老後の健康をどのように確保してゆくか——政府ではここ数年にわたり検討を続けてきました。

この2月からスタートする「老人保健制度」は、このような検討の結果生まれた全く新しい制度です。

老人保健制度は、壮年期からの総合的な保健対策を推進し、国民が健常な老後を迎えるようにするとともに、老人の医療費を国民が公平に負担することを主なねらいとしています。

そこで、「老人保健制度」創設の背景と、その主な内容をまとめてみました。



これだけは知つておこう

老人保健制度の医療についておひきつておいていただきたい点をまとめてみました。

### \*医療の対象者

老人保健の医療は、七十歳以上の加入者および六十五歳以上七十歳未満で寝たきりなどの状態にある医療保険の加入者が対象となります。ただし、六十五歳以上七十歳未満の人については、あらかじめ寝たきりなどの状態にあるという村長の認定を受けなければなりません。

### 実際の医療の受け方



医療は七十歳の誕生日または寝たきりなどの状態にある旨の認定を受けた月の翌月（認定を受けた日が月の初日である場合はその月から開始されます）。今までの老人医療費受給者証の代わりに健康手帳が交付されます。これは医療の受給資格を証明し、医療と日常の健康管理に役立たせるために健康診断などの結果を記録するものです。医療を受ける場合には、この健康手帳に保険証を添えて提示することになります。

### \*健康手帳の交付

# 老人保健制度

今月からスタート